

第10回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第10回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年11月25日(火) 午前9時00分開会・午前10時53分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわゑ	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 4 . 議 事

協議事項

(協 議 ・ 確 認)

- | | | |
|-------------|----------------------|-----|
| 協議第 22 号の 3 | 新町まちづくり計画 (案) について | 再提案 |
| 協議第 33 号 | 合併協定書 (案) について | |

議案事項

- 議案第 12 号 合併準備室の設置について

報告事項

- 報告第 15 号 新町まちづくり計画 (概要版) について

確認事項

- 今後の日程について

- 5 . 閉 会

第10回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成15年11月25日午前9時

場 所 南部町役場 3階 大会議室

井上議長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより第10回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は20人、A委員さん。少し時間が遅れるという連絡ありました。後でご出席をいただけたと思います。A委員さんをご出席をいただければ、全員が出席であります。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

山田会長 おはようございます。

第10回目の協議会をお願いいたしましたところ、早朝からでありますけれども、ご出席を賜りましてありがとうございます。

昨年11月12日に法定協が設置されまして、そして11月19日に第1回の協議会が開催されました。以来、会議を重ねまして第10回が本日になりまして、いよいよ大詰めに至ったわけでございます。長いようで短かったかなと思いますけれども、内容は非常に充実をしたものであり、そして重要な問題を、思い起こしますのに、今日まで慎重にご審議をいただきまして進んでまいりました。

その間、そんなに際立った紛糾もすることなしに今日に至りましたことを、これはお互いに喜ぶべきことだと思います。そんなことも考えてみますのに、私ども両町村の協議会というのは、振り返ってみますと合併問題に取り組んできました、「ここまでこれた」ということを考えてみますのに、一つは住民本意の立場で合併問題に取り組んできたことが一つあると、そういうように思います。それからもう一つは、それぞれ信頼とそれから互譲の精神というのを、お互いに譲り合うという、そして信頼関係をぱちっと確立をして進めてきたということもあったかなと。

さらには情報公開、私どもこの合併問題、協議会でもありますし、それぞれすべてあっけらけんに住民に皆公開をして、理解を得られた。そのあたりが今日10回目を迎えるに当たり、比較的すんなりと到達できたものかなと、私はこのように考えているわけでございます。

他に皆さんのご理解、ご協力があったのことでございますが、いずれにいたしましても大詰めにまいりまして、本日の協議事項は既にもう提案をしております2件につきましての、これまた大変なことでありますが、確認をしていただきまして、あとこれから先のことになるわけですが、それは今後調印があり、両町村議会の議決があってから向こうのことです。何はと

もあれ本日はいわゆる大詰め of 歴史を決定する会議になります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます、開会のあいさつにいたします。ありがとうございました。

井上議長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員はB委員さん、C委員さんをお願いいたします。

では、 の協議事項に入らせていただきます。

協議第22号の3 新町まちづくり計画(案)については、再提案であります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 皆様方のお手元の会議資料、表紙含めて4枚めくっていただきまして、1ページ。

協議第22号の3 新町まちづくり計画(案)について。新町まちづくり計画(案)について、別紙のとおり字句等を修正し提出する。平成15年11月25日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

中身につきましては、2ページに修正箇所の一覧表をつけてございます。これにつきましては、現在までの県との事前協議の中で、県の関係部署よりの意見がございまして検討いたしました結果、字句の修正を行いたいという案でございます。計画書の内容につきましては変更ございません。

では、修正箇所についてご説明を申し上げます。まちづくり計画10ページの部分で「近畿自動車道」、前回「平成15年末開通」と括弧書きで計画には載せていましたが、近畿自動車道につきましては南部よりも南側、南伸も含めてということもございまして、15年末開通というのを今回削除して、そこに「また、国道42号も広域交通網であり、重要路線のため」、「国道42号」を追加で記載したいという案でございます。

2つ目につきましては、「近畿自動車道の開通」という部分ですけれども、この開通につきましてもまだ南伸の部分残っておりますので、「近畿自動車道の整備」というふうに字句を修正したいと思います。

それから3点目、16ページの方で「県立梅試験場」という言葉が出ておりますけれども、この名称につきましてはまだ確定しておりませんので、県立梅試験場と記載することはちょっと誤解を招くおそれがあるということから、「県立の梅研究施設」というふうに修正をお願いしたいという案です。

それから、同じく16ページの「公民協働により6次産業を」という文言、5行目にあるわけなんですけれども、この公民協働というのが計画書の中に3カ所出てきますけれども、今現在の段階ではまだ官民とした方が一般住民にはわかりやすいのではないかとということで、「官民協働により」という言葉に変更させていただきたいと思います。

それから次、「下水道の整備」ですけれども、この下水道の整備の中には合併浄化槽の分も含め

て計画書に記載をしてございますので、文言としましては「下水道等生活排水施設の整備」というふうに修正をさせていただきたいと思います。

続いて22ページ、「公民」これもまた「官民」というふうに修正をしたいということです。

それから23ページ、図表17の中で事業名ですけれども、「農業基盤整備促進事業」岩代地区の農地造成の防除、冠水施設かなと思いますけれども、これにつきましては事業名が誤っておりまして、「基盤整備促進事業」これが正式名称でございますので、「農業」という2文字を省かせていただきます。

同じく図表17で「農用地総合整備事業（県事業）」とさせていただいておりましたけれども、これは正式には県事業でなく緑資源機構が実施する事業であることから、括弧の中を「緑資源機構事業」というふうに修正をしたいと思います。

それから、23ページの学校教育の充実ですが、もとは「耐震整備とともに老朽化した校舎などの補修、改修を推進します。」と計画に載っておるわけなんですけれども、補修、改修事業というのは本計画に載せてございませんので、すべて改築事業ということで計画書に載っております。それで、表現としましては、「老朽化した校舎などの改築を通じて耐震化を推進します。」こういうふうに修正をさせていただきたいと思います。

続いて、人権教育の推進の中で、「学校教育や生涯学習を通して」という言葉が出てきますけれども、生涯学習には学校教育も含むということから、「学校教育や社会教育において」ということで、「生涯学習」を「社会教育」に変更させていただきたいという案です。

続きまして23ページ、生涯学習の充実の中で、「学習相談、人材の発掘など事業のネットワーク化を図る」という言葉で表現しておりましたけれども、事業のネットワーク化というのは意味がわかりにくいということから、次のように変えております。「学習相談、人材の養成などの面で連携を図るとともに、住民の学習ニーズをより満たせるよう、生涯学習センターや図書館など既存施設を中心に」というふうに文言を、事業のネットワーク化をやめて言葉を変更しております。

続きまして生涯学習の充実、同じところで、「自発的な学習者が同じ目的を持って仲間と自主グループをつくり」というふうな表現をしておったわけなんですけれども、不要な言葉の装飾は省いた方がわかりやすいということから、「学習者が同じ目的を持つ仲間とグループをつくり」というふうにわかりやすい表現に修正をお願いしたいと思います。

それから24ページですけれども、「青少年が創造性を育み」ということですが、これは主体と客体の違いで、「青少年の創造性を育み」というふうに、「が」を「の」に変更をお願いしたいと思います。

24ページの芸術文化の振興につきましては、これも誤植で単なるミスプリントでございまして、「数多く息づいていおり」となっておりまして、「い」を1つ省いて「数多く息づいており」ということにしたいと思います。

25ページの「公民協働で水源かん養対策」、これも「官民」ということに変えさせていただきます。

25ページの「下水道の整備」、タイトルにつきましては先ほど申しました同じように、「下水道

と生活排水処理施設の整備」というふうにタイトルを変更させていただいて、文言の後ろに、「また、下水道等集合処理施設による処理が適さない地域においては、浄化槽の整備を進めていきます。」というふうに、合併浄化槽の部分を追加させていただいております。

それから、27ページの3行目ですけれども、「今の計画では、国道424号、主要地方道、一般県道の整備促進」となっておりますけれども、ここに、一般県道の後ろに町道も含めて、「国道424号、主要地方道、一般県道、地方道の整備促進」というふうにさせていただいております。

それから、28ページの行政サービスの機能強化ですけれども、ここもネットワークという言葉が出てきます。「総合行政ネットワーク」という分を省きまして、「電子自治体に向けたシステムの構築を図ります」というふうに、すっきりわかりやすい表現にさせていただいております。

それから、一番下の30ページの方ですが、これは県の事業をまとめたページでございます、和歌山県事業、この中に農用地総合整備事業が1つ入っております。これは、緑資源機構が実施する分でございますので、表現としましては「和歌山県事業」を「和歌山県事業等」というふうに「等」を入れております。それから、「和歌山県が主体となって」という部分は、「和歌山県等が主体となって」。それから、事業名では「農用地総合整備事業」の後ろに括弧書きで「緑資源機構事業」というふうに修正をさせていただきたいという案でございます。

以下、3ページからはただいま申し上げました修正箇所のページを掲載しております。修正部分につきましては、アンダーラインで線を引いております。13ページまでは、今申し上げましたページのところでございます。

それから最後、14ページですけれども、前回は提案をさせてもらっております、新町みなべ町で想定される施策・事業のA3の一覧表の方ですけれども、これで表現の変えた部分でございます。中ほど下に、5番目の生活基盤の整備に関する事業の1行目、町道山内気佐藤線新設事業（仮称）（旧町村間道路整備）、みなべ町で住民交流道路ということで、徳蔵、山内、気佐藤地内（橋梁整備を含む）ということで、これ前は「道路整備、橋梁整備」というふうな表現であったわけなんですけれども、非常にわかりにくいということから、仮称ですけれども「町道山内気佐藤線新設事業」というふうに、事業名を入れさせていただいております。

それと下側、県事業の中で一番下から6行目の県道田辺印南線改良事業。備考欄の方へいきまして、「南部川村東本庄から西本庄地内（橋梁整備を含む）」というふうに、前回から若干表現を変えさせていただいた箇所、2カ所でございます。

以上が、まちづくり計画の再提案の説明でございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第22号の3 新町まちづくり計画（案）については、県との協議による字句等の修正で、内容については前回提案された協議第22号の2と同様であります。ご質問、ご意見がありましたらどうぞ、ご発言をいただきたいと思います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

D委員。

D委員 前回、たしか11月中旬に県の方から回答がありまして、県事業について最終的な報告ができるというふうな話であったように思うんですが。そういう点については触れられなかったんですが、そこは以前とは変わっていないということなんでしょうか。ここに書き加えられる、13の要望事項が県事業として出されていたと思いますが。これらについては、基本的な立場というのは取り上げられようが、取り上げられまいが、新町としての県に対する要望事項というふうな踏まえで進めていくということでしたので、それはそれでいいと思うんですけども。その辺の回答があるというような予告をされましたので、その点についてお伺いをします。

小谷事務局長 県との事前協議が終わった段階で首長会にかけて、ただいま申し上げました字句の修正を含めて本協議を提案、提出させていただいて、県から11月19日、最終回答が来ております。これで確認をしたということで、19日にいただいております。

中身につきましては、本編計画書の30ページにありますとおりでございます。細かい要望箇所の13の事業名という形じゃなしに、6次産業の振興としては農用地総合整備事業ですよ。それから、道路網の整備としては国道424号道路改良事業、それから県道改良事業。住環境の整備の中では河川整備事業という形で、大きなくくりとして主要事業名の形で計画書に載せるということで、県から回答をいただいております。

それに合わせまして、新町事業でも前のページに図表ですっとあったかと思えますけれども、道路改修、橋梁改修、コミュニティバス、上水道事業、こういうような形の事業名で載せさせていただいております。

なお、要望する事業名としましては、先ほど申しました県に対して13の事業名ということでございます。

以上です。

井上議長 他に何か質問、ご意見ございませんか。

はい、D委員。

D委員 この新町まちづくり計画について要望といいますか、私どもとして強調したい項目について幾つか申し上げたいと思います。

まず1つは、道路整備についてです。この道路整備については、高速道路のアクセスが施策・事業の中にも載っておりますけれども、私どもが気がつくところで言いますと、2カ所未整備の区間があると思います。1つは上富田南部線の南部川村熊岡地内の改良、これはぜひやらなければならないと思っているんです。それから、県道中芳養南部線の南部町東吉田地内の残されました300メートルの区間の改良、これはぜひ促進をしていただきたいと。アクセス関係で言いますと、この2つです。

それからもう一つは、国道424号線の改修の促進。この路線の改修というのは、新町としての一体感をつくる上で大変大事な道路だと思うんです。したがって、未改修の区間が残されております高

城・清川地区の未改修区間で、2カ所で同時施工するような、そういう方向での改修促進が必要ではないかというふうに思います。

それから、次は教育施設についてですが、今も字句の修正がありましたけれども、南部小学校の1号館の改修というのは、言われているようにこれはやっぱり防災対策上も急ぐ必要があるのではないかというふうに思っています。

それから3つ目は、コミュニティバスの運行についてです。どのような運行がなされるのか、大きな期待を寄せている施策であります。一日も早い運行の実現をお願いしたいと思います。

それから、4点目はため池、特にここでは五反池というふうに書かれていますので、この五反池の整備についてです。施策事業に書かれている事業内容というのは堤、堰堤の改修ということですが、この五反池の活用については意見がありまして、五反池を埋め立てて津波等の避難場所、防災拠点という、そういう意見もあります。ここで議論すべきことではないというふうに思いますけれども、また水利権などのことも簡単にいくことではないと思いますが、要望として申し上げておきたいと思います。

それから、5点目はまさに要望ですが、施策・事業について幾つか追加されましたし、県の事業等も加わりました。改めて特例債の対象の施策・事業について、別表に書き出していただきたいと思います。確定しているものだけで結構ですので、そのことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

山田会長 ご要望であり、強調なされている点でございます。

見解を申し上げておきます。現在の南部町内に係る分につきましては、山崎町長さんから表明していただきたいことにいたします。

まず、高速道路のアクセスの中で、上富田南部線、熊岡地内の残っている分でございます。早くから取り組んだわけでございますが、経過上用地が難航いたした関係で、それで一番やらなきゃならない集落地内、家のある部分。いわゆる南部町南道中島から南部川村熊岡の中をって上のため池のあるところ、熊岡会館のあるところ、そこまで一番必要なところでありますが、最初ちょっと法線の関係で難航いたしました。それはもう今言っても仕方のないことでありますが、それで実質2年遅れたんです。ですから、そのときの実質2年は、今になったら3年も4年も遅れている現実になっているわけです。

しかし、現在では用地物件の方は理解いただいておりますので、県の方へも、県の方も十分理解はしてくれています。ですから、高速開通後にはなりますけれども、その区間の改良につきましては精力的にやっていただける。積極的にやっていただけるというふうに思っておりますし、やっていただかなければならないと思っております。

その間の交通安全対策であります。これも県とかあるいは警察関係との協議もあったわけなんです。この場合、法律とか規程とかに決められただけのものなしに、かなり詳しくというか詳細に、細かく安全対策をしていかなければならないという考えから、これは南部川村独自でいろんな案内標識あるいは注意標識というようなものを、もうすぐでき上がります。立ててですね、そし

てまた地区の住民の皆さんの方へもその点のご理解、いわゆる熊岡地区の皆さんのご理解を賜わるようにして、改良できるまでの間、そんなに長くはないと私は思っているんでありますが、開通には間に合わないということでもありますので、そのように取り組んでまいります。

それから、国道424号線の促進であります。これもご指摘どおりで、私どもも同じ考えを持ってございます。高城地区につきましては、おかげさまで着工していただきました。ですから、現在工区設定をされております南谷工区、現在の改良の終点から上りまして、ダムのある下流のところまでと言えわかりやすいと思いますが、嶋ノ瀬というところに出合橋という橋があるんですが、いわゆる未改良区間。その分につきましては、南谷工区としてもう既にセットされまして、これからもどんどん予算を投入されて進んでまいります。

問題は法手見（ホテミ）トンネルを抜けたところから、清川の軽井川というところにグラウンド、清川球場があります。その球場の下手までの未改良区間、これを早く工事区間に設定をすることが第一の問題であります。

最後のところ、県との協議の中で、国道424号線につきましては県も十分理解をしております、いわゆる二重丸あるかないかわかりませんが、その認識をしていただいております。

それから、コミュニティバスにつきましては、これは今回の合併の一つの大きな目玉になるかと思えます。十分研究検討をいたしまして、住民の皆さんのご期待にこたえるような運営の仕方を考えていきたいと思っております。また、皆さん方のご意見も承りながら、一日も早くということではありますが、合併初日からの運行は今のところちょっと無理のようではありますが、できるだけ早い時期にこれをやってまいります。

特例債につきましては、また事務局の方から。これはあくまでまだ案でございます。確定しておりません。他、南部町の方、よろしく願います。

山崎副会長 個別の問題は別にして、皆さん方がご審議をいただいている新町まちづくり計画というのは、両町村が合併をする合意をするという、あるいは議決をしていただく一つの根拠になるものとして、新町まちづくり計画が審議されておると。だから、10月1日になって新しい町ができ、議会ができた段階において、この新町まちづくり計画に従ってどういう実施計画を持つかというのは、これは新町長が決めるべきだと。これはそういう認識を持たないと、このまちづくり計画については各論まで相当入っておりますけれども、実施時期等々については財政計画なりあるいは特例債の適用になるもの、ならないもの、そういうことの財政計画とのならみ合いの中で、どう実施していくかということになるかと思えます。

したがって、私はある意味においては、その次に出されます準備室ができるわけなので、その辺のところ議論がされると思えますけれども、来年の3月いっぱいまでの予算はもうできているわけですね。そこで、今現在の町村長によって、それから現在の議会によって10月までの予算は審議されるわけですね。そこで決算をされてということになりますから、ある意味では若干の空白期間ができるのはやむを得ないのではないかと。

これは住民にとって、特に必要な福祉の問題だとかそういうふうな関係は別にして、特に建設事

業等の採択をするというのは、現実に不可能なんですね。10月に決算を打つわけですから、出納整理期間もありませんし。だから、6カ月で財政計画を立てるわけにもまいりません。どういう予算を両町村で組むかというのは、私はこれ南部町と南部川村がそれぞれ勝手に予算を組んだらいいものではないだろうと。だから、暫定的な形でどういう予算を組めるのかというのは、これは未経験のことでありますけれども、これを十分準備室あたりでも検討していかなきゃならん。

だから、今、D委員さんがおっしゃられたようなこのことについては、全部これ議事録に残っているわけでありまして、新しい町長さんや議会の皆さん方が、当然この審議の過程なんかを十分参考にしていただいたり、まちづくり計画、このまちづくり計画も、今、D委員さんが申されたように、具体的に一体どうするかとここで私が答えましてもね、これはそういうことよりも、合併協議会の中で色々要望があったり議論があったということ、新町長がどれだけやっぱり尊重するかと。これは尊重する責任があると思うんですね、それによって合併しているわけですから。

そういうことで、私はどういう実施計画で年次計画、特に3年なら3年間どういうふうにしていくというのは、実施計画立てなきゃならんわけですから。だから、どういうふうにしてこの中身を重点的にやっていくか。

あるいはまた、新町長がここに盛られていないけれども、時代は変わっていくわけですから、ここに書いてあることだけをやったらいいわけじゃないですよ。だから、新しい長として、あるいは議会の皆さん方の質問なり要望なりを受けて、新しく出てきた新事業にもどういうふうに着手していくか。そこらあたりのことについては議論すべきではないんでしょう。新しい長と議会にパトタッチをしていく。

だから、くどいようですがこの新町計画というのは、あくまで両町村が合併をするためにこれだけは我々が住民の合意をいただくということの意味において、この計画に従って合併するんだと、こういうことではなからうかというふうに思っております。

だから、大いに皆さん方からいただいた意見は、当然事務局としてもきちんとして議事録として、それから新しい長に対してやはりきちとした引き継ぎをしていくと。これは大きな、その50日間責任を持つ執行者が、新しい町長さんにきちとした引き継ぎをしていくという、私は責任もある。その中に、皆さん方のご審議いただいた議事録も十分よく含味していただいて、新しい政策を打ち出していただきたいと。こういうふうな運びになるのではないかというふうに思っています。個別の事業に対して、私が今これはこうなるでしょうと申し上げても、これは私の権限外のことにもなるかと思しますので、その点でご理解いただきたいと思います。

井上議長 ちょっとここで議長として申し上げたいことがあるんですが、そのことについて私の見解が不自然だなということであれば、批評、どうぞ言っていただきたいと思います。

といいますのは、今ここで皆さんいろんな事業についての、今、D委員さんから一つ提案がありました。そして、山田会長さんと山崎副会長さんからご意見をいただきました。

そこで、これからこういう個別の事業名について、それぞれ皆さん思いは持っておられると思うんですね。それが、議事録へ記載されて、ここで発言された内容がやはりそれはやっぱり、基本は

新しい首長さんや議会が決定することであるけれども、議事録に残った部分については尊重されますよという意味合いであるということ、今あったと思うんでありますが。その部分について、それはもう否定しないんでありますが、ただここで皆さんが思い思いに、そうしたらこのことも私、委員として言うておこうかなというそういう形の中で議論をされますと、どうしても事業そのものについての優先順位とかそういうものがぎくしゃくしてくるんじゃないかと。

だから、基本的にはこの事業を優先していただきたいということ、これからも発言していただいて結構なんですけれども、ここは基本的な考え方ということだけを踏まえていただいてご発言をしていただき、いろいろ情報を出していただけたらなという思いはあるんですが。そのことについて、僕もちょっと打ち合わせはなかったんですが、会長さんにもちょっとお話をお聞きしたいんですが。

当然私の言うことが不自然であれば、どうぞ言っていただければ、僕はまるっきり今のは訂正させていただきますから。ただ僕が心配するのは、それぞれの委員さん方が、この事業名を思い思いに提案されたときにどうなるのかなと。そこらへんのことを勘違いしないで。ただ、純粹にこういうことは新町で必要じゃないかという理解のもとで、ご発言をしていただけるようにということだけお願いをしときたいなということなんです。

山田会長 議長さんから会議の運営のことについてのご提言がありましたので、それはもう議長さんの方針どおり会議をもって、進めていただけたらと思います。

しかし、意見、要望、要望たつてどこへ出していいかということになるんですが。お互いに考えていることを全部、何によらず出し合って、それが委員の皆さん対町村長ということになしに、持っている考え方を全部出してしまえば、委員の皆さん方もそれぞれ相互理解ができるんじゃないかなと思うかと思えます。

ですから、いわゆる町村議会でやりとりするようなことはちょっとなじまないと思いますけれども、基本方針についての考え方、あるいは疑問、要望というようなことの話し合いをしていただければと私は思います。それで、現時点でいわゆる我々今現在の職責上、考えられることは答えられると思います。新町発足後につきましては、新しい執行部によって執行されていくわけでありますが、現時点での考え方につきましては、私先ほど申しましたようにこれは答えるというよりも、まずこちらの考え方も聞いてもらう、いわゆる意見交換ということになるだろうと思います。

ですから、どうぞ最後のまとめ、仕上げでございますので、これも議長さんの配慮で色々なことを出してやっていただきまして、そして相互理解の上において最終計画案というものが決定をしていただければなと、このように思いますので、そこはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

井上議長 少し私、難しく考え過ぎたようであります。

はい、山崎副会長。

山崎副会長 きちんとしておかないといかんことは、合併するというのは、もう審議していただいた合併協定書があったわけですね。これに基づいて議会へ提案をして、南部町と南部川村が合併することが決まるわけなんですよ。

そしたら、合併協定書に従って合併したわけですから、私は新しい町長さんは合併協定書というのを十分含味していただいて、それを尊重するような町長でなかったらこれは困るわけですよ。だから、それは我々住民の期待を裏切るわけなんでありますから、これはもうはっきり、それをきちんと私は引き継ぐときに申し上げるべきであるし、そういうことを認識するような町長を選ばないかん、それは私は思います。

しかし、これが全部新町まちづくりのことについて、我々が把握しとかないかん、これを実行しなかったら承知せんぞなんていう権限も私はない。だから、それでどうこの計画を尊重して、どういうふうに議会とご相談をしながらその協定書に基づく趣旨を生かして実施計画を立てるか。これはもう、ひとつの今度の新町長の義務だ。そういうふうな把握で、皆さんご発言をいただいたらよるしいんではないかと、私はそう思います。

井上議長 今、会長・副会長から色々ご説明もありましたように、少し議長の方が個別の事業名ということになりますということで、ちょっと神経質に考え過ぎたようであります。訂正をいたしたいと思います。

皆さん、今、D委員さんが言われたように、やっぱり新町にはこの事業名も含めて、事業名というのは個別の事業名ということではないですが、ここに載っている事業名も含めて、こういうことももっとやっぱり私も希望しているんだよというご意見もあれば、どうぞお気軽にお出しをいただきたいと思います。

はい、E委員。

E委員 先ほどDさんから出ましたので、ダブることがあるんですけども、新しい町の一体化ということで、他にもあるでしょうけども、殊に国道424号線の早期改修というのは、2カ所から一遍に事業できるかどうかということはありませんけれども、文字通り一日も早区改修を完了するというのが非常に大事なことだと思うんです。

それともう一つは、コミュニティバスでも触れられたんですが、この間から高城診療所のところでお昼前のバスが1本なくなっております。通院をされる方が非常に困っておるんですけども。そういうことを含めて、便利になると一概に言えないかもわかりませんが、住民のニーズにできるだけ合ったコミュニティバスの一日もこれも早い運行をと思うんです。

それから、色々ありますけどもう一つ申し上げておきたいと思うのは、お願いをしておきたいと思うのは図書館の問題です。本館と分館と分室、これはこれでいいんですが、現在の南部川村中央公民館が新町の中央公民館になるということも踏まえて、南部川村で一定の成果を中央公民館図書室が上げてきたという、住民と一緒にあって一定の成果を上げてきたということがあります。

だから、図書館2つある扱いをせよという意味でもないんですけども、殊にこれからの図書

館、あるいは今既にある図書館というのは人づくりの場でもあれば、あるいは地域づくりの一端を担う大事な役割を果たしているのが、生涯学習とか色々言葉はありますけども、ある意味で地域づくりを担っているという面も大きいと思いますので。

だから、単にゆくゆくは分館からは本の検索ができる、分室からは機械で本の検索はできる、でも、そこには余り本がないというようなことにならないように、中央公民館で人の集まる場でもあれば、それだけにそのような運営をぜひ願いたいなと思っております。

以上です。

井上議長 皆さん、ほかにどうぞご意見あれば、出していただきたいと思えます。

はい、A委員。

A委員 国道の件とか、それから地区の色々な改修につきましては、議会の皆さん方には大変骨を折ってくださっている。私たち女性としましては、両町が合併してうまく交流が、もう早くから交流が深まっているという感じがこの間見受けられましたのは、福祉祭りのときに大変商工会の皆さんから、それから大勢の町の方から、私たち村の人たちが寄り集まってすばらしい皆さんの交流ができたと思えます。

それで、そういう形で早く合併するまでも色々な交流の機会を持つようにして、うまくこの合併が流れていって、合併した後も自然と交流の輪が広がったという形をとっていくように、女性たちはそういう場面でしか応援できないと思えますけれども、一生懸命に頑張っていきたいとこの間話をしたこともあります。

それで、男性の皆さん方にもそんな面をご理解いただいて、ぜひともにまた参加の機会をたくさんに女性にも与えていただきますよう、よろしくをお願いします。

井上議長 はい、他に何か、皆さん。どうぞご意見ありませんか。

他にご意見もないようでありますので、今回再提案がされました協議第22号の3の字句などの修正を加味し、前回提案されました協議第22号の2 新町まちづくり計画（案）については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上議長 はい、異議なしと認めます。

したがって、協議第22号の2 新町まちづくり計画（案）については、原案のとおり承認がされました。

続いて、協議第33号 合併協定書（案）についてであります。

事務局から説明します。

小谷事務局長 前回、第9回の際に提出させてもらっております合併協定書（案）です。

これにつきましては、この協定書は、合併協定調印式における協定書の様式、内容についてお示しをさせていただきます。

1ページから8ページまでにつきましては、今まで協議会で調整方針として確認をいただきました内容で記載をさせていただきます。同じこととなりますので、説明は省略させていただきます。

なお、この協定書の中で、合併までに調整するという箇所が何カ所か出てございます。これにつきましては、今後調整でき次第、協議会にご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、新町において調整するという箇所も何カ所がございます。これらにつきましては新町誕生後、新町長のもとに調整をさせていただいて条例や予算等で提案させていただき、新町の議会でご審議をいただくことになろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それで8までのところが終わりますと、最終確認いただけますと、9ページに調印書という形で出させていただきます。最終こういう形で両首長が調印をして、委員の皆様方に立ち会いをしていただくという形の協定書になってございます。中身につきましては、前回と同じですので説明を省略させていただきます。

以上です。よろしくお申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第33号 合併協定書（案）については、本協議会において協議、確認されました合併協定項目を整理してまとめたものであります。ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ遠慮なくご発言をお願いしたいと思います。

はい、D委員。

D委員 合併協定書の3ページの18なんですが、国保事業についてです。この国保事業の中での下の方ですが、運営協議会のことについてです。運営協議会につきましては12名の委員となっているわけですが、どういった方が委員になるのかということについてであります。南部町では今まで町会議員が4名、この運営協議会に選ばれていました。このことについては、前々から議員が執行部の附属機関の委員になることについては、違法ではないけれども適当でないというようなそういう見解を持っている方もおられました。この点についてどういうふうにかんがわれているかということ、ひとつ伺いたいということです。

それから、次は6ページの21の10なんですが、これは学校教育関係の取り扱いで特に幼稚園の問題なんですが、合併までに幼稚園については入園希望者が増加するということへの対応を検討すると、こういうふうになっているわけです。これについてですが、これはできるだけ早い時期に具体策、具体案を明らかにすべきではないかというふうに思っています。その際、入園希望者が全員入園できるような具体化をお願いしたいということです。

つまり、今年の春の場合は、いわゆる保育園との調整で入園希望者を絞り込むというようなことをやられているわけですが、やっぱり幼稚園に入園を希望する人については、全員入園できるようなそういうふうな対応策をお願いしたいということです。これは要望です。

それからもう一つ要望なんですけど、今日合併協定書までできたわけですけども、この合併協定に至る経過をぜひ、簡単なもので結構ですけども経過をまとめていただきたい。これまでの経過をぜひまとめて、協定書の附属資料のような形で出していただけたらというふうに思います。

以上です。

山崎副会長 D委員さんから、国保の運営協議会の委員というのは、ご承知だと思いますが公益代表というのと、それから住民代表と医療機関の代表と、この3つになっているわけですね。それから、住民代表の方は問題ないし、医療機関の関係と薬剤師の方が入っていただく、これも問題ない。だから、今おっしゃったように議員さんが、運営協議会のポイントというのは、税率を決めるところがポイントなんですよね。だから、決算を承認してもらおうとかそういうことは、これは税率をある程度ご審議いただく参考資料として出ているので、そこで国保の決算とか予算を出しますけども、そこで認めてもらったから議会でどうのこうのということでは、私はないというふうに思います。あくまでも審議いただいて、そこで反対なら反対でもよろしいんですが。

だから、今おっしゃられたのは、公益代表というものをどうとらえるかということですよ。議会にかわるものの公益代表というものが想定できれば、これは何も議員でなければならんということになっていないんです、公益代表ということですから。ここの公益代表の人から、これ長になるということになっていきますのでね。

だから、これは十分検討、私は余り検討という言葉は嫌いなんですけど、本当にまじめな意味で検討してみる必要があるのではないかと。私もよく審議会出て、それちょっと思います。もう賛成したら、議会で質問もちょっとしにくいと。あるいは賛成せなしようがないやないかというような雰囲気になるので。

それが、しかしもう一つの、考え方としてあくまでもそこは意見を言う場だということですよ。そういうふうに把握していただければいいと。そこで賛否をとろうとするからちょっとこれ問題があるので、協議会ですから。あくまでも議会は長の責任において提案するわけですから、参考意見として聞かせていただいて、その判断をもってすると。

けどもしかし、審議会において、ご賛同いただいていますから本会議に提案をするわけですよ。これはちょっと本当はおかしいんじゃないかと。そう言った方が議会で通りやすいということもあるんでしょうけれども。この辺、だから今良いご提案いただきましたから、これは合併準備室等々と合わせて、新しい町長さんに対してもこういうことについてのひとつ検討材料として確かめたらいいのではないかと。

ただ、公益代表という形というものの解釈上としたら、議会に代わるものとしてはどういうものがあるかと。もしないとすれば議員さんになっていただく、これはもう解釈上一番正しいということになれば、運営協議会のあり方そのものを考えたらいい、こういうふうに思います。

それから、要望としては幼稚園の問題。経過のことは当然のことで、これがありませんと新町長にも伝達できませんよね。

それから、幼稚園の問題は前にも言いましたように、これ幼保一元という形ではなく、法律の改

正を待つまでもなく、南部町にとって幼稚園と保育所をどういうふうにするのか。先ほどの図書館の問題等なんかも含めて、必ず早期にやらなきゃならん問題ですね。図書館の問題も私はそうだと思いますし、幼保をどういうふうにするのか。希望者はあるけれども、「お前は幼稚園へは入れんぞ、保育所へ行け」なんて、こんな行政はありませんから。だから、必ずやっぱりご要望にこたえられるようなことについては、新町における早期に実施すべき大きな一つのポイントだろう。幾つもあります。例えば給食の問題ありますが、給食は1年遅れてもこういう問題を早くやるというような姿勢というのは、私は必要じゃないかなと。

そういう問題は、この2つに限らず幾つかあると思うんですね。そういうことをどう着目していくか。これがこの協議会から新しく受けた町長がどう判断するかという、非常に大事なことになってくるのではないかと。新しい議会の皆さんも構成されるところで、そういう今までのような要望を、第一元的にどう実施計画に載せていくかというようなことが非常に問われるのではないかなと。

それは当然のこととして、今2つ出ましたから申し上げるんですが、まず最初に取り組むべき問題だし、それから保育所や幼稚園を一元化するというような形については、特例債がきくのは間違いないですね。そういう点でも、やりやすいのではないかと。

図書館の問題にしたって、分館だとかどうかというんじゃないし、今や図書館の分館だとか本館だとかというような分け方をするような時代じゃありません。だからそれはきちんと、これも合併の当たり前のテーマとして、どこが中央公民館であるとか何とかということよりも、図書館というものは小学校区に1つ置くのが当たり前なんです。だから、その姿勢をきちっとやっていけば、大きさとか規模とかは別にして、早期にやるべきだというふうに思います。

以上で、要望と国保の分については、今後の一つの課題として引き継いでいただけたらというふうに思います。

小谷事務局長 今までの合併協定についての経過の附属資料の件でございますけれども、本日これ最終確認をいただきますと、合併協定の調印式がございます。その調印式の際に経過報告というのをさせていただき予定にさせていただきますので、その中で協定書以外に別冊として附属資料をつけたいと思いますので、お願いします。

井上議長 他に。

はい、D委員さん。

D委員 一応、合併協定書が提出されて、それが審議のひとつの締めくくりをする最後の合併協議会でありますので、幾つか思いを申し上げたいと思います。

まず、こんな短期間によくここまで来れたなという思いを持っております。振り返ってみますと、やっぱりそのポイントになったのは、昨年6月の両首長の決断であったと思います。それも単なる決断ではなくて、村民の皆さんや町民の皆さんの思いとか、意見というんですか、そういう

ものを踏まえた両首長の決断。これがやっぱり私は今日きょうを迎えられるポイントになったというふうに思っています。

私がたまに見るテレビ番組に、NHKの「そのとき歴史が動いた」という番組があるんですけども、まさにこの合併でいいますと昨年の6月の両首長の決断、その時に南部郷の歴史が動いたと、こういうふうな思いであります。そういう意味で、こういう合併協議に私としては参加できたこと、大変光栄に思っています。

議会としましては、委員が3名出ているわけですけども、今日も傍聴席に4名の同僚議員が座ってくれています。町議会としましては、合併協がありますと必ず直後に特別委員会を開いて、議員の皆さんに細かく報告をさせていただきました。そして、合併協がある前にもう一度委員会を開いて、委員の皆さんの意見を聞いて、それを協議会に反映する。こういう取り組みを丁寧につとめてまいりました。

それは、やっぱり合併に関するすべての情報を議員さん皆さんに知っていただきたいということと、ともに合併協に参加しているというそういう状況をつくりたいという、こういう思いからありました。したがって、今日を迎えられたということにつきましては、南部町議会議員の皆さんが同じ思いを持ってくれていると、こういうふうには私は確信をしているところです。

さて、合併協で協議、確認されたということは、合併の方向づけというんですか、大まかなそういう方向づけでありますし、先ほど事務局長からも言われましたように、合併までに調整するという項目も、私の計算で正確ではありませんけども20数項目あります。それから、合併後に調整するという項目についても30項目近く、この協定書の中身を見ますとありますね。

これらを調整していくわけですけども、私はこれから合併までに調整する、合併後に調整するというその中身にこそ、新町における町民の暮らしや生活に関わるそういう大事なものが含まれていると思っています。それらを調整するというのは大変なことではありますが、それを調整して、そして新町の条例、規則、515本の条例、規則というふうに言われていますけども、その515本の条例、規則。洋服の仕立てで例えれば、仮縫いされた状態まで仕上げるといのがこれからの仕事だというふうに思うんです。大変な仕事だと思いますけども、この合併協が引き続き残されるということでもありますから、その中でも微力を尽くしていきたいと思っています。

以上です。

井上議長 ほかに皆さん、何か、思いを含めても結構ですから、ご意見、ご質問ありませんか。ないですか。

特にご意見もないようでありますので、協議第33号 合併協定書（案）については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、協議第33号 合併協定書（案）については、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして、本協議会で予定されておりました協議項目については、すべて協議、確認をされました。

引き続きまして、 の議案事項に移りたいと思います。

議案第12号 合併準備室の設置についてを事務局から説明します。

小谷事務局長 会議資料の15ページをお願いします。

議案第12号 合併準備室の設置について。合併準備室設置規程（案）について別紙のとおり提出する。平成15年11月25日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

規程の中身につきましては、16ページ以下に載っております。この合併準備室ですけれども、これにつきましてはこれから調印が終わりまして、議会の議決が終わった後、16年9月末までにしなければならない業務、非常に多く残っております。それらの業務をするための組織として、合併準備室を立ち上げたいという案でございます。

16ページ、簡単にご説明申し上げますと、南部町・南部川村合併準備室設置規程（案）、趣旨としましてはここにありますように、規約第18条の規定に基づいて設置をするよと。そこでやる事務につきましては、ここにあります1、2、3、4で、新町の財政計画及び予算の調製に関する事。新町の組織機構に関する事。新町の開庁準備に関する事。電算システムの統合に関する事。これらを班編成いたしまして、事務を行いたいと思います。準備室の職員につきましては、両町村の職員で、事務は班別に編成をするということです。それから、職員の職務については4条に載っております。服務については5条に、給与については6条にございます。

17ページに移っていただきまして、別表をつけてございます。その中で財政計画班、これはどういうことをするのかということを書いております。平成16年度の暫定予算の調製に関する事。それから、平成16年度の本予算の調製に関する事。これはあくまでも新町、新みなべ町の予算でございます。16年10月1日以降の分。それと、それまでの分、旧町村の継続事業の取りまとめに関する事。それから、合併特例事業の財源措置に関する事。その他財政計画の整備及び予算の調製に関し必要な事項、これらを財政計画班で受け持ってもらいます。

組織機構班としましては、組織機構に関する事で、課の設置条例とか事務分掌規程等、これから編成、作成をしたいと思います。それから、人員配置計画案の賛成。それと、特別職の報酬等の額の調整。各種使用料、手数料の額の調整。各種補助金の額の調整。それから、一部事務組合の規約変更及び再編整理に関する事。新町での首長選挙、議員選挙の準備に関する事。その他組織及び機構等の整備に関し必要な事項を組織機構班で受け持つ。

それから、開庁準備班としましては、みなべ町の開庁準備に関する事。色んなものございまして、各種印刷物とか、公印関係とか、原付のナンバー等の作成も始まりまして、すべての事務を行います。それから、みなべ町の町章の策定に関する事。これ協定にもありますように、合併までに調整し、新町において新たに定めるといふふうに協定をいただいておりますので、調整に入りたいと思います。それから、庁舎の改修に関する事ということ、第2庁舎の改修とか、本庁舎の

議場の改修等も含めて、ここの部署で準備を進めたいと思います。

それから、移転準備とか、各種案内標識の調整。国道、県道等にありますが案内板等。それから、防災行政無線の統一に関する事。放送の仕方等どうするかということですが。それから、新みなべ町の記念式典に関する事。広報の発行、ガイドブックの発行、その他みなべ町の開庁に關し必要な事項を開庁準備班で受け持つ予定です。

それから電算統合班、これは事務職員ですけれども、基幹系電算システムの統合に関する事。これらを準備室で行いたいと思います。

組織の体系図としましては、18ページでございますように首長会、幹事会ございまして、合併協議会事務局、その中に併設といいますか、同じ形で合併準備室という形をつくりたいと思います。その下に、財政計画班、組織機構班、開庁準備班、電算統合班ということで、両町村の職員に出させていただいて班編成をしたいと思います。

その左側でございます専門部会、これ従来からございます専門部会で、総務、住民福祉、産業、建設、環境、教育、議会事務局。ここでは先ほどの話にもありましたように、本協議で確認をいただいております協定項目の中で合併までに調整をするという部分、これらを専門部会で調整していただいて調整班に回りまして、合併協議会事務局から幹事会を通過して、首長会を通過して、協議会の方へ報告をさせていただきます。こういう形の合併準備事務の推進体制の組織図となっております。

以上、簡単でございますけれども、説明に変えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

井上議長 　ただいま事務局から説明をしました協議第12号　合併準備室の設置については、議決後合併に向けての行政事務などの統合準備を行う組織で、合併協議会内の組織として位置づけをするものであります。この件についてご質問、ご意見がありましたらどうぞ、ご発言を願いたいと思います。

はい、E委員。

E委員　人員の規模ですけれども、どの程度で、そして一箇所へ詰めてやるのか、それとも両方の町村で仕事をしながら合間小間にやるのか。どんなシステムでやるのか、ちょっと聞かせてください。

小谷事務局長　各班どれぐらいの人数ということですが、まず主だった方、両町村から出させていただいて、色々詰めていく中で、職員を両町村からお願いしたいなということですが、今の仕事をしながら兼務としてやっていただきます。

ですから、まず一番少ない人数というのは財政計画班、これは各町村1名か2名ずつぐらいあればと思います。一番多いのが開庁準備班、ここへ来ますと各課にわたっておりますので、それぞれ担当課の職員にその都度寄ってきていただいて、その部署でお願いする分等でございますので、ここが一番人数多くなるかと思えます。

尚、電算統合班、これにつきましては各種事務事業の電算担当者、すべて入っていただく予定に
してございます。ですから、どこに何名という形、今のところまだはっきりしたものはできており
ませんけれども、今後詰めていきたいと思えます。

山田会長 含めまして、これの基本的な考え方を申し上げておきます。

まずは設置なんですけれども、これは12月議会で可決をされますと、もう今年は間に合わないと思
います。1月へ入ります。1月に入りますけれども、1月当初は新年行事が両町村とも恒例のもの
がたくさんあります。ですから、その日を何月幾日にするかということにつきましては、助役以下
の調整会議とかあるいは首長会議で相談して決めたいと、このように思っております。人員とか
規模、場所は今の協議会のところを中心にしたらいいのじゃないかなと私は思っているんですけ
ども。全部寄せるというわけにもいきませんし、その必要に応じて増員もしていく、いかなきゃなら
んかなとこのように思っております。

そして動き出すわけでありますが、その出発につきましては両町村、いわゆる先ほど申しました
十分協議をした上でスタートをしたいなと、このように思っております。

井上議長 他に、何かご意見、ご質問ございませんか。

特にご意見もないようでありますので、議案第12号 合併準備室の設置については、原案のとおり
承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 合併準備室の設置については、原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして、議案事項を終わりたいと思えます。

10時30分まで休憩します。

休憩 10時18分

再開 10時30分

井上議長 時間になりましたので、会議を再開させていただきます。

続いて、 の報告事項、報告第15号 新町まちづくり計画(概要版)についてであります。事務局
から説明をします。

小谷事務局長 会議資料19ページをお願いします。

報告第15号 新町まちづくり計画(概要版)について。新町まちづくり計画(概要版)について
別冊のとおり作成したので報告する。平成15年11月25日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

皆さんの机の上に置かせてもらっております新町まちづくり計画（概要版）ということで、これはまだ原稿の段階ですのでホッチキスどめしておりますけれども、A3が2枚ひっついたような大きさになっております。

これ計画書の本編につきましては、ページ数等が非常に多くなるために全戸配布が非常に難しくなりますので、概要版を作成いたしまして、これを両町村全戸に配布したいなということでございます。

中身としましては、表紙とそれからこの下側にあります計画の趣旨とか構成、機関、これにつきましては5ページに載ってある分でございます。開いていただいて、新町の将来像、これは本編の10ページの分をそのままコピーしています。下の表、デザインについては11ページでございます。

それから、大きく開いていただいて一番左端、まちづくりの施策と基本方針。これは本編の14ページと15ページを載せてございます。6本の柱、産業の振興・創造、教育・文化の充実、保健・医療・福祉の充実、環境の整備・安全、生活基盤の整備、交流・環境の変化。これ本編の14、15ページ分です。

続いて、右側へ入りまして、重点プロジェクト、これにつきましては本編の16ページと17ページに載ってある分、これそのままでございます。中のイラストにつきましては、18ページの分そっくりそのまま載せてございます。

次、見開きの右側の分、将来像。それから新町の地域構造、これは本編12ページの分を載せてございます。

一番最後、財政計画、これにつきましては本編の34ページと35ページの数字そのままつけさせていただきます。ですから、余り文言の多いところとか細かい部分は省きまして、わかりやすい部分を概要版にして、1枚ものの紙にして各戸配布したいなということでございます。

これの配布の時期につきましては、本日まちづくり計画、最終確認をいただきましたので、早速印刷に入って、12月号の合併協議会だよりと合わせて各戸に配布をしたいなと思っております。11月末から12月の頭にかけて、お家の方に届くかと思えます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいまの説明について、何かご意見ご質問ございませんか。

F委員 すみません。重点プロジェクトのところですけれども、1番梅産業となっております。それから、2番交流ですね。4番に合併記念イベントで、3番と4番とこれ逆になっているということですか。

小谷事務局長 1番梅産業、2番目交流の場の整備、3番としまして中心市街地の魅力化と商業振興、4番合併記念イベント、5番が南部川フォーラムということで、3、4逆になっております。これ1、2、4、3、5ですけれども。順番、数字と字句につきましては再度検討といたしますが、ひっくり返っているのは確かだと思いますので、直したいと思えます。中身、文言については

そっくりそのままございまして、何ら字句等は変わってございません。

井上議長 今、F委員さんからご指摘のありましたこの番号のことにつきましては、事務局で訂正をさせていただくというところで、事務局にお任せを願うということです。

ほかにご意見ありませんか。

ご意見もないようでありますので、それでは報告のとおり新町まちづくり計画の概要版については、合併協議の資料として今月末から両町村の各戸へ配布されます。それで、ご了解いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 はい、ありがとうございます。

続きまして、の確認事項、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 最後のページですけれども、今後の日程で上段は本日11月25日の会議の分です。次の行、合併調印式、15年12月7日、午前10時から、場所は紀州南部ロイヤルホテルということでございます。

尚、12月7日の簡単な流れを申し上げますと、12月7日、午前10時、ロイヤルホテル2階のグラウンドホール、2階の一番奥側の部屋でございます。

最初に合併協議会の会長があいさつ、続いて来賓の紹介をさせていただいて、経過報告。先ほど申しましたように、合併に至るまでの経過報告を幹事会の会長の方から報告させていただきます。

その次に、合併協定書調印ということで首長さん方に署名、調印していただいて、その後、委員の皆様方に立会人の署名をお願いしたいと思います。

それから、グラウンドホールの広さの関係もございまして、委員の皆様方には前に署名台を用意しておりますので、両町村1名ずつ、2名こちらから名前を読み上げさせていただきますので前で署名をしていただいて、最後に特別立会人ということで和歌山県知事さんに署名をいただく手はずになってございます。

それが終わりますと、町村長からそれぞれごあいさつをいただいて、来賓の方から祝辞をいただいて、閉会のあいさつ、これは合併協議会副会長の南部町長さんからいただくということになっております。

それから、その後閉会をいたしまして記者会見、グラウンドホール横のサルビアの間で合同記者会見を行いたいと思います。それで、一応今のところ予定しております来賓ですけれども、県知事さんと、県議会議長さんと、地元県議さん、それから県の市町村課長さんを予定してございます。

それと、先ほど筆記用具の話も出ましたけれども、これはまた詰めていきたいと思います。事務局の方で用意をしたいと思います。

以上が12月7日の流れとなっております。午前10時からでございますので、お間違いのないよう

をお願いしたいと思います。

それと、当日臨席をお願いする方、同席を案内させていただく方としましては、両町村の議会議員さん、協議会委員以外の方11名ずつの22名と、両町村の区長さん方、南部町15名、南部川村19名ですけれども瀧川委員さんこちらにおられますので、残り18名の55名の方にご臨席を賜るようご案内を差し上げたいと思います。

以上が予定でございます。

井上議長 ただいま事務局から説明がありました今後の予定について、何か。この点どうなっているかという質問ありましたらどうぞ。

おわかりいただけただようであります。

それでは、以上で本日の議事につきましては終了いたしました。特に委員の皆さん方、何か他にこの際にというご意見ございませんか。

ないようであります。

それでは、委員の皆さん方におかれましては、本日大変ご多忙にもかかわらず、ご列席をいただきましてありがとうございました。

そして、今日はこの会の進め方の中で、議長として色々不手際がありまして、皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。改めてお詫びを申し上げたいと思います。

それと、私、前議長の玉井議長さんの後を受けてこの法定協議会の議長をこの10回まで、務めさせていただきました。皆さんに色々ご迷惑をおかけしたことと思いますが、何とか皆さん方のご協力のもとによって、今日まで務めさせていただくことができました。その点、皆さん方のご協力とご配慮に、心から御礼を申し上げたいと思います。

法定協は一応のめどをつけることができました。しかし、まだあと合併準備室ということの中で、大変な作業が残っております。そういうことの中で、また合併までに、またこういうメンバーの皆さん方でいろいろお寄りいただく機会もあろうかと思いますが、それは会長さんのご判断で色々運営をさせていただくことと思います。

本当に今日まで皆さん、ご協力、ご配慮、ご支援ありがとうございました。

(拍手)

井上議員 では、閉会に当たりまして、合併協議会副会長の山崎町長さんからごあいさつを申し上げます。

山崎副会長 閉会のあいさつをさせていただくのも、今回が恐らく最後になるうかと思えますけれども、本当に委員の皆さん方にはご多忙な方ばかりでございましたのに、ご出席を賜って色々貴重なご意見を賜りました。

特に今、議長さん、両町村の議員のご意見をまとめていただくという意味でも大変なご苦労があ

ったわけでありまして、私からも厚く御礼を申し上げたいと思う次第であります。

また、職員も局長以下、本当によく頑張っていたいただいたというふうに思います。皆さん方の気持ちを代表して、お礼といえはおかしいかもわかりませんが、感謝を申し上げておきたいと思うわけであります。

この合併のことを振り返りますと、私は田辺広域の任意協議会から、私といたしましては立場上、田辺広域の方の合併をまとめる立場にありました。そういう責任もございましたけれども、特に南部川の村長さん以下議員の皆さん方から熱いメッセージをいただきました。また、町民の皆さん方のアンケートの結果によりまして、圧倒的に南部町と南部川村というようなことがございました。私自身もそのために病気をしたわけではありませんけれども、病室であれやこれやと考えた時期もございましたけれども、決断をして、本当に先ほどお話ありましたようによかったなというふうに思います。

ちまたでは南部町と南部川村ならそりゃ何も問題なからうと。合併、こんなしやすいところはなからうというふうなお話をよく聞かされるのでありますが、私は振り返りまして、決してそういうことではなかった。特に南部川の村長さんをはじめ、南部川村の議員の皆さんやあるいは代表の皆さん、大勢の方々がまず南部町のことを深くご理解をいただいた、そういう結果ではないかというふうに思います。

村長さんともよく話すのでありますが、以前に南部町と南部川村は本当は合併すべきであったのかもわかりません。しかし、色々の歴史的な事情もあったのでしょう。しかし、今回は特に南部川村の方から強くメッセージを送っていただいた、その結果ではないかなというふうに思います。

私、町長といたしましてもじくじたるものがあるのは、例えば基金の額にいたしましても、色々の点で南部川村の方が額が多いのでございますし、あるいは税の滞納等々の問題を考えましても、南部町は比較にならないくらいお恥ずかしいながら多いのでありまして、そういうことについても色々ご理解を賜りました。それが私にとりましては非常にうれしく思いましたし、感謝の気持ちでいっぱいあります。

いよいよ来月知事を迎えての調印、そして12月8日には、南部町と南部川村が同時に議会を開催をいたしまして合併の同意をいただくということで、それから10日ということに相成るんだらうというふうに思いますが、まことに歴史的なことでもあります。

しかし、これからも皆さん方これ解散をするわけではございませんで、村長からもお話でありましたように、合併の10月1日を迎えるまで、皆さん方にまた色々ご相談を申し上げたり、あるいは住民の代表としてご報告を申し上げたりということでございますので、またよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

10月1日を迎えるまでが、私たち、私と山田村長さんに課せられた大きな責任でもあるというふうに思っております。2人、本当に相協調し、頑張ってもらいたいと思いますので、今後ともひとつご指導をよろしく願いをいたしたいと思います。

最後になりますが、各新聞社の皆さん方や、傍聴に来ていただきました皆さん方に対しましても

お礼を申し上げたい気持ちでいっぱいであります。県下で第1号の合併になるわけであります。それから、申しおれましたけれども、非常に和歌山県の合併問題等々については、色々の面で皆さん苦慮されております。これから離合集散も随分あるようであります。実は、非公式ではありますけれども、南部ともぜひ合併したいという町村もあるやに聞いております。公式にはまだ聞いておりませんが、そういうことでも悩んでいらっしゃる町村もあるわけであります。

しかし、私たちは来年10月1日に合併をするわけでありますから、それまでに他の町村が入るといふことは物理的に不可能でありましよう。そういうことでありますから、まず南部町と南部川村が合併をして、それからもしもそういうことについてご相談をさせていただきなきゃならんということが起こりましたら、これはまたその席で、皆さん方にご相談をするなり、新しい町長さんあたりが皆さん方とご相談を申し上げる機会もまた起こってくるかもわかりません。それほど和歌山県の合併問題は混沌としたところがございますけれども、幸い我がこの新みなべ町は10月1日、万全の体制で合併するようになるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

最後になります、日高振興局の局長さん、毎回必ずご出席をいただきました。そして、また県からも派遣をしていただきました。知事の方からも電算に対して1町村に1,000万円の補助金を交付していただくというようなことについても、決定をしていただきました。色々今日を迎えるまでの格段のご理解を賜りました方に、皆さん方を代表して心からお礼を申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

本当に長い間、皆さんありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手)

井上議長 これ、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会をします。

事務局 井上議長様、ご苦労さまでした。

事務局から連絡をさせていただきます。

ご案内のとおり本協議会で確認されました合併協定書への調印式を、12月7日、日曜日、午前10時から紀州南部ロイヤルホテルにおいて、和歌山県知事を特別立会人にお迎えし、開催します。ご出席のほどよろしくお願いをいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

10時53分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員